

日本学術会議法案に反対します（声明）

2025 年 4 月 24 日

憲法改悪阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

政府は、3 月 7 日に、この通常国会に、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として、憲法理念の実現にとって重要な役割を果たしてきた現在の日本学術会議を解体し、政府や経済界にとって都合のよい機関につくりかえることを基本的な内容とする日本学術会議法案（以下、「新法案」）を提出しました。

現在の日本学術会議は、科学が戦争に動員された深い反省から、戦後間もない 1948 年制定の日本学術会議法により設置されました。この日本学術会議法は前文で、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」とし、2 条にて「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」を目的としています。日本学術会議は、国家機関として、科学的な見地から、政府からの諮問への答申、政府への勧告、提言等を行う権限をもち、政府から独立した立場で、平和、日本の社会の福利と学術の進歩のために、日本国憲法にそって活動してきました。このことは、今後とも一層重要となっています。

しかし、3 月 7 日に提出された「新法案」は、日本学術会議の使命を定める前文や 3 条の定める「独立して」という文言を削除し、日本学術会議を特殊法人化しようというもので、その基本的性格を一変させます。例えば会員の選任について、現行では現会員が会員候補者を推薦するという諸外国で一般的に採用されている制度（コ・オブレーション）をとっていますが、「新法案」では会員以外の科学者で構成される「選定助言委員会」が会員の選定方針等について意見を述べることになっています。また「新法案」では、内閣総理大臣任命の監事が業務を監査し監査報告を作成するとともに、業務・財政状況を調査し、また内閣府に内閣総理大臣が委員を任命する評価委員会が置かれ、中期的な活動計画の策定や業務の実績等に関する点検・評価の方法・結果について意見を述べることになります。総じて、日本学術会議の自律性や政府からの独立性が脅かされるといえるでしょう。「わが国の科学者の内外に対する代表機関」の自律性・独立性が侵害されれば、憲法の保障する学問の自由の侵害に結びつくでしょうし、「新法案」1 条の定める「学術の向上発展を図る」「学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与する」といった目的を果たせず、2 条の定める「人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献する」こともできなくなります。

このような日本学術会議への介入の動きは、今回の法案がはじめてではありません。2021 年には、日本学術会議法にもとづいて推薦された会員のうち 6 名の任命を菅首相（当時）が拒否し—その任命拒否理由の開示を求めて裁判でも争われています—、今なおその理由を政府は明らかにしていませんが、その 6 名には安保関連法案や特定秘密保護法案などに反対の立場を表明していたという共通点があることが指摘されています。本来、この任命拒否問題こそ解決されなければならないところ、政府は問題をすり替えて日本学術会議の

改変に乗り出してきたのです。また、2023年には、外部の有識者による選考諮問委員会を設けるなどの日本学術会議法改定案を国会に提出しようとしたましたが、日本学術会議が反対し、また世論の反対も強く、国会提出を見送った経緯があります。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する安保法制の制定（2015年9月）、敵基地攻撃能力の保有・GDP2%への軍事費拡大などを定める安保関連3文書の閣議決定（2022年12月）とその具体化によって、戦争ができる国家づくりをすすめてきました。学術にかかわるものとしては、2015年度に防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」を発足させています。そのようななか、2017年3月に日本学術会議は、再び学術と軍事が接近しつつあるとして、軍事目的のための科学研究を行わないという過去の声明を継承し、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性を大学等の各研究機関において審査する制度を設けるべきことなどを求めた、「軍事的安全保障研究に関する声明」を出して、憲法の平和主義の理念に沿った立場を表明しています。このような動きのなかでみると、政府が日本学術会議に介入し、その独立性を奪うことは、科学を再び戦争に利用しようとするものと考えざるを得ません。

以上の理由から、京都憲法会議は、本国会に提出された日本学術会議法案に反対し、その廃案を求めます。さらに、6名の任命拒否を直ちに撤回し、引き続き日本学術会議の独立性を確保した上で、その勧告等を尊重することを求めます。

以上